

統一地方選挙が行われます 「大切に あなたの一票 あなたの未来」

熊本県議会議員一般選挙

平成23年4月29日の任期満了に伴う、熊本県議会議員一般選挙の日程が決まりました。

■選挙期日(投票日)

4月10日(日)

■告示日(立候補受付)

4月1日(金)

- ・立候補受付時間 午前8時30分～午後5時
- ・場所 菊池地域振興局(菊池郡区)

■立候補予定者説明会

- ・日時 3月9日(水) 午後2時
- ・場所 熊本県庁地下大会議室

■選挙区(議員定数)

菊池郡区(2人)

■投票できる人など

- ①平成3年4月11日までに生まれた人で、昨年12月31日までに住民票が作成された人および同日までに転入届をした人。
- ②熊本県外に転出した人は投票できません。
※詳細は3月下旬に配布予定の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ

熊本県選挙管理委員会 ☎ 333-2103

菊陽町議会議員一般選挙

平成23年5月1日の任期満了に伴う、菊陽町議会議員一般選挙の日程が決まりました。

■選挙期日(投票日)

4月24日(日)

■告示日(立候補受付)

4月19日(火)

- ・立候補受付時間 午前8時30分～午後5時
- ・場所 菊陽町役場2階大会議室

■立候補予定者説明会

- ・日時 3月25日(金) 午前10時
- ・場所 菊陽町役場2階大会議室

■議員定数

18人

■投票できる人など

- ①平成3年4月25日までに生まれた人で、今年1月18日までに住民票が作成された人および同日までに転入届をした人。
- ②菊陽町から転出した人は投票できません。
※詳細は4月中旬に配布予定の「選挙のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ

菊陽町選挙管理委員会 ☎ 232-2111

20歳代の期日前投票立会人を募集します

選挙啓発の一環として、若い人たちに選挙をもっと身近なものに感じてもらうために、20歳代の人の期日前投票立会人を募集しています。

4月には、熊本県議会議員一般選挙および菊陽町議会議員一般選挙が行われます。多数の応募をお待ちしています。

■期日前投票立会人とは

選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで行われる期日前投票で、投票事務が公正・適正に行われているかなどを見守る人です。

■期日前投票立会人になるには

期日前投票立会人に申し込んだ人を、事前に「期日前投票立会人名簿」に登録します。選挙が行われるときは、登録者の中から期日前投票立会人をお願いします。

大事な投票、忘れず!



■資格要件・勤務条件

資格要件	菊陽町に住んでいる選挙権を有する20歳代の人
勤務条件	時間 午前8時30分～午後8時
	報酬等 日給11,700円(交通費込み)
	場所 菊陽町役場

■申込方法

期日前投票立会人申込書を、菊陽町選挙管理委員会へ郵送または直接持参して提出してください。申込書は、総務課で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

問い合わせ

菊陽町選挙管理委員会

☎ 232-2111

国民年金 こんなときは、こんな届出を!

就職や転職、結婚、退職などにより国民年金の加入の仕方が変わります。届け出の内容により、届出先が異なりますのでご注意ください。届け出に必要な添付書類は、届出先にお尋ねください。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同様の手続き)	市区町村
結婚や退職などで配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市区町村
配偶者(第2号被保険者)が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市区町村 第3号被保険者→配偶者の勤務先
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付(変更)申出書を提出する	銀行・郵便局など取扱金融機関・年金事務所・市区町村
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所・市区町村
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	市区町村
30歳未満で保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の申請をする	市区町村
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	市区町村
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者期間のみ→市区町村 第3号被保険者期間を含む→年金事務所
障がいになったとき	障害基礎年金の受給手続きをする	初診日に第1号被保険者→市区町村 初診日に第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→市区町村
加入中に死亡したとき	国民年金加入中→遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求	市区町村
定額以上の保険料を納めたいとき	付加保険料の手続きをする 国民年金基金に加入する	市区町村 国民年金基金 ☎0120-65-4192
受給資格期間(原則として25年)を満たしていない・満額に近づきたい・海外に在住しているとき	任意加入の手続きをする	年金事務所・市区町村

※第1号被保険者…自営業、農林漁業、アルバイト、無職の人、学生などで20歳以上60歳未満の人

※第2号被保険者…厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員などで原則65歳未満の人

※第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

問い合わせ

町民課 年金係

☎ 232-4914

熊本西年金事務所

☎ 353-0142

日本年金機構ホームページアドレス <http://www.nenkin.go.jp/>